

## ハッ場ダム住民訴訟通信-86

2013年4月1日発行

### 利根川・江戸川有識者会議“中途打ち切り” 虚偽・捏造、続々露呈。 火消し・もみ消し大わらわ、関東地整たまらず牙をむく。

3月18日、利根川・江戸川有識者会議は、関東地整の手で強引に幕引きとなりました。同会議は2006年から「利根川水系有識者会議」として水系5ブロックで発足。「利根川水系河川整備計画」を4回に亘り討議していました。しかし2008年理由も無く中断。昨年9月、会議名称から水系を外し、利根川・江戸川の本川に限って再開されてきました。ところが再開としながらも河川整備計画の内容は変えられ、会議は関東地整による“ハッ場ダム建設へのアリバイづくり”という傲慢なものでした。

傲慢故に隙もありました。再開した会議には、ダム懐疑派の大熊孝新潟大名誉教授、関良基拓大准教授が新たに参加、その“防波堤”として小池俊雄東大大学院教授を加えたものの、河川整備計画の根幹をなす「カスリーン台風の流出モデル」の非科学性、裏付けとなる「氾濫地図」の捏造が露呈。関東地整はひたすら火消しに追われ、追い詰められていました。

### 「小池先生。あなたは歴史に責任を持たねばならない」有識者の仮面を剥いだ大熊発言。

幕切れは印象的でした。大熊委員の発言「私は、利根川治水計画は永遠に完成しないと思います。今の計画ではダムはあと10個ぐらい必要です。そういう国交省や河川工学の在り方は非常に問題があるんです。最後に、小池先生にお聞きしたい。あなたは現実のカスリーン台風の実績洪水流量に関して説明できなかつた。そういう流量解析をもって基本高水 22000 m<sup>3</sup>/秒は妥当と言いきってしまった。これは学問上の勇み足です。あなたには日本学術会議として、これまでの在り方を変えられるチャンスがあった。でもお墨付きを与えてしまった。学問は現実の社会との応答の中で存在しているのであって、あなたがお墨付きを与えたことで、物事は進みハッ場ダムはつくられるでしょう。でも治水計画は永遠に完成しない。小池先生。あなたは歴史に責任を持たねばならない」。※小池委員は日本学術会議基本高水分科会委員長としてカスリーン台風の流出モデルを検証、利根川の基本高水を妥当と報告。(発言は編者要約)

### 打ち切りの理由は、ハッ場ダム本体工事の早期着工。

発端は、一昨年暮れハッ場ダム継続が決まり、本体関連予算がついた折、時の藤村官房長官がハッ場ダム本体工事予算執行の条件として下した裁定にあります。以下、その裁定をクリアするために河川官僚は何を企んだか。有識者会議での意見の抜粋と合わせ記します。

#### 1) 2011年12月：藤村官房長官裁定（2条件のひとつ）

「利根川水系の河川整備計画を早急に策定し、建設の根拠としてきた河川整備計画相当の目標流量を再検証する」

#### 2) 2012年5～6月：利根川・江戸川の治水対策に係わる目標流量に関する意見公募

これまでの「利根川・江戸川河川整備計画メニュー」の治水安全度 1/50 を 1/70～1/80 へ。目標流量を 15000 m<sup>3</sup>/秒を 17000 m<sup>3</sup>/秒に引き上げて意見公募。90%以上の批判意見を無視。

#### 3) 2012年9月24日：第1回利根川・江戸川河川整備計画関係都県会議

1都5県より上記の治水安全度、目標流量の合意取り付け。

#### 4) 2012年9月25日：第5回利根川・江戸川有識者会議(再開) 以下有識者会議

討議事項「治水対策に係わる目標流量」

何故これまでと数値を変えたのか。何故2008年から中断していたのか。疑問、質問噴出。

**5) 2012年10月4日：第6回有識者会議 「治水対策に係わる目標流量」**

何故利根川水系全体をしないのか。環境問題などは何故討議しないのか。この治水対策にどれだけの投資が必要なのか、現在の財政規模で考えているのか、将来の財政が耐えられるのか。「氾濫図」は捏造だ。などなど続出。

**6) 2012年10月16日：第7回有識者会議 「治水対策に係わる目標流量」**

大熊委員…捏造が判明した「氾濫図」の廃棄要求。野呂委員…氾濫現地を実地に見て大熊発言を支持。大熊・関委員…カスリーン台風の流出計算の非科学性を追求。小池委員…日本学術会議での手順の説明に終始。※この後、連続9回説明も無く延期を繰り返す。

**7) 2013年1月29日：利根川水系利根川・江戸川河川整備計画(原案)の公表。**

有識者会議延期の最中、議論沸騰中の「治水対策案」を基にした河川整備計画原案を公表。姑息にも利根川江戸川の前に“利根川水系”をつけて利根川水系全体の計画を装う。

**8) 2013年2月～3月：関係する住民からの意見募集**

河川整備計画への意見募集を先行。有識者会議の議論を“後の祭り”にしてしまう算段。

**9) 2013年2月14日：第8回有識者会議「河川整備計画原案について」**

何故連続して延長したのか。何故議論が未消化の治水対策案を河川整備計画原案にしたのか。目標流量17000はおかしいではないか。中規模洪水と大規模洪水から求めた係数(K、P)が違うことは国交省も認めたではないか。等など続出。回答できず。

**10) 2013年2月21日：第9回有識者会議「河川整備計画原案について」**

絶滅を危惧される「うなぎ」など生物多様性の視点がない。貯留関数法の計算式がいかにおかしいか物理学者の富永氏を参考人として呼びたい。国は恣意的に操作できる貯留関数法で雨水の流出・保水力を操作してきた。

**11) 2013年3月8日：第10回有識者会議「河川整備計画原案について」**

物理学者の富永氏の招へい不採用。日本学術会の流出モデル、東大と京大のモデルは森林の保水力が小さかった昭和33、34年洪水で証明できるが、保水力が上がった平成10年洪水では大きな誤差が生ずる。平成10年洪水で計算し直したらどうか。岡本新潟大元名誉教授の資料(通信-84参照)では、昭和48年当時八斗島の流量は15000で進めていたが、突然国の側が17000に変えたとしている。それをどう受け止めているのか。

**12) 2013年3月18日：第11回有識者会議「河川整備計画原案について」**

河川整備計画原案は有識者会議・住民の意見を反映させて修正するのか。小池委員…流出解析の21100と推定流量の17000の乖離は検証できない。関委員…その通りだ。認めたではないか。宮村座長終了発言。冒頭の記事へ。

有識者会議は、河川官僚の強引な議事運営により幕引きとなりましたが、河川整備計画案の虚偽は明らかにされ、国交省も日本学術会議の小池委員も認めざるを得ませんでした。河川整備計画はこれから粛々と進められ、ハッ場ダムの本体工事予算は付けられてしまうでしょう。でも、ここで明かされた虚偽・捏造は議事録に碑のように残され、この国の民主主義を目覚めさせる礎となるでしょう。何よりもハッ場ダムは本体工事に入れる状況になく、完成は2020年より先のことになるでしょう。私たちの戦いはまだまだ意味を持ち続けます。

**訃報 近藤欣子さんがお亡くなりになりました。**

3月28日、本当に突然のことでした。近藤さんはハッ場ダムをストップさせる茨城の会、茨城県の水問題を考える市民連絡会の共同代表を務められ、私たちの運動の先頭に立ってご尽力くださいました。悲しみの中で思い浮かぶのは、明るい笑顔で包み込むようにリーダー

シップを發揮されお姿です。「近藤さん有難うございました。ご冥福をお祈りいたします」

## 東京控訴審「不当判決」

### 司法判断を放棄。新事実を一顧だにせず。都の主張を丸呑み。

3月29日、東京控訴審の判決が東京高裁101法廷で大竹裁判長より下されました。判決は公金の支出の先行行為(支出する理由)が不当であるという控訴人(原告)の訴えを無視。都知事や水道局長が国からの「支払い請求」を拒絶する権限はないとして、控訴人が積上げてきた利水・治水などの科学的データを一顧だにせず退けました。以下抗議声明をご参照ください。

## ハツ場ダム東京裁判高裁判決に対する抗議声明

2013年3月29日

- 1 本日、東京高等裁判所はハツ場ダムに関する公金支出差止等請求住民訴訟に対する判決を下した。判決は、控訴人らの主張をまったく理解することなく、不当にも以下述べるように控訴人らの主張を退けた。

本件判決は、①判断枠組みとして、地方自治体の国に対する独立性を認めない、すなわち地方には国の判断を取り消す権限がないとして、国の判断に重大かつ明白な違法ないし瑕疵がない限り、違法と認めることはできない、②ハツ場ダムの利水については東京都の行った将来の水道需要予測及び水源評価は「直ちに合理性を欠くものとは認められない」、③治水については「仮に『著しく利益を受ける』ものではないと認められる余地があるとしても、これが明白であるとは認められない」、④貯水池周辺のダムサイト及び地滑り等の危険性については、ダムそれ自体の瑕疵が重大かつ明白であって、ダム建設に関する基本計画が無効であるという場合でなければ違法にならないという原判決と同じ判断枠組みに立って、国の主張を丸呑みにして、住民の疑問を一顧だにしなかった、⑤環境問題に関してはほとんど無視し、本件支出命令が違法であるとは言えないとして請求を棄却した。

- 2 こうした本件判決の判断は、控訴人らの主張をまともに受け止めようとしらないもので、行政がすすめる公共事業の無駄遣いを司法の立場でチェックしようとしせず、むしろ無駄な公共事業を積極的に奨励するものにほかならない。
- 3 本件判決は司法の役割を放棄した不当な内容であるから、控訴人らは最高裁判所へ上告手続を行うとともに、他県の住民訴訟の控訴人らとも手を携え、引き続き闘い続けることを表明する。今後とも、みなさまのご支援をお願いしたい。

ハツ場ダムをストップさせる東京の会控訴人団

ハツ場ダムをストップさせる東京の会弁護団

### 第1回ハツ場ダム茨城控訴審口頭弁論

日時:5月21日(火)午後3時30分開廷

場所:東京高等裁判所825号法廷(地下鉄千代田線「霞が関」A-1出口徒歩1分)

ハツ場ダムをストップさせる茨城の会 代表:濱田篤信 船津寛 柏村忠志

事務局：神原禮二 〒302-0023 取手市白山 1-8-5 携帯：090-4527-7768